

建設産業廃棄物の 委託処理をされる皆様へ

はじめに

建設工事に伴い排出される産業廃棄物は、全産業廃棄物量の2割、最終処分量の2割を占めています。さらに、環境省の調査によれば、産業廃棄物の不法投棄量の8割を建設廃棄物が占めると言われています。

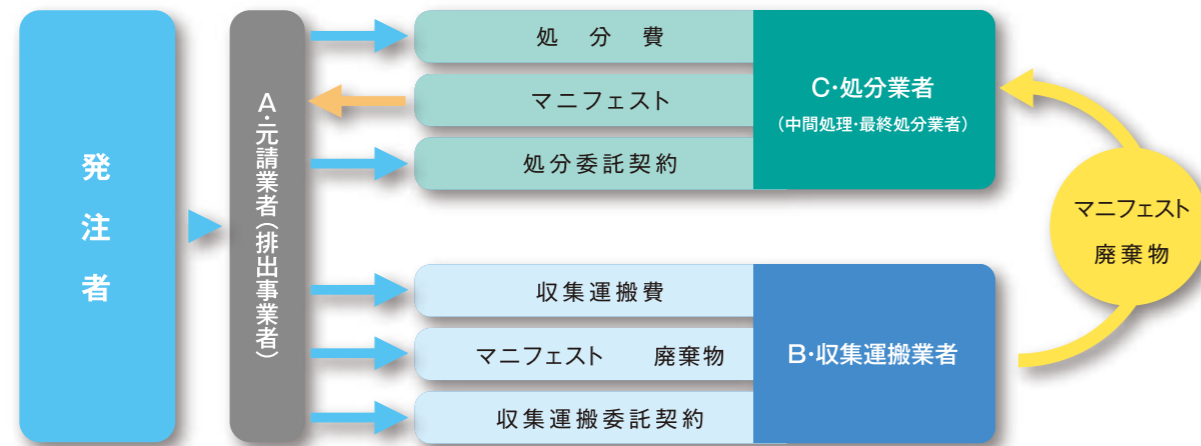
このように建設産業は、排出・有効利用・処理等の面で産業廃棄物と深い係わりあいを持つことから、産業廃棄物全体の動向に多大な影響を持つ産業であると認識されます。

したがって、昨今の環境問題の解決や資源循環型社会の構築の為には、建設産業における適正処理の推進が必要不可欠であります。

今後の建設廃棄物の適正処理の推進のために、このパンフレットをお役立て頂ければ幸いです。

(公社)全国産業資源循環連合会
関東地域協議会

建設廃棄物の処理体系



A 排出事業者

- 1 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。[廃棄物処理法第11条]
- 2 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。[廃棄物処理法第12条第5項]
- 3 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。[廃棄物処理法第12条第6項]
- 4 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係わるものである場合にあっては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理

票を交付しなければならない。[廃棄物処理法第12条の3]

B 収集運搬業者

- 1 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。[廃棄物処理法第14条第1項]

C 処分業者

- 1 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。[廃棄物処理法第14条第6項]
- 2 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。[廃棄物処理法第15条第1項]
- 3 処分業とは、中間処理(焼却・破碎・脱水等)と最終埋立処分(安定型処分場・管理型処分場等)をさします。

建設副産物の定義

建設副産物とは

1 建設副産物

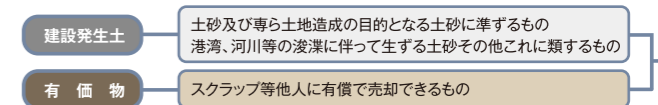
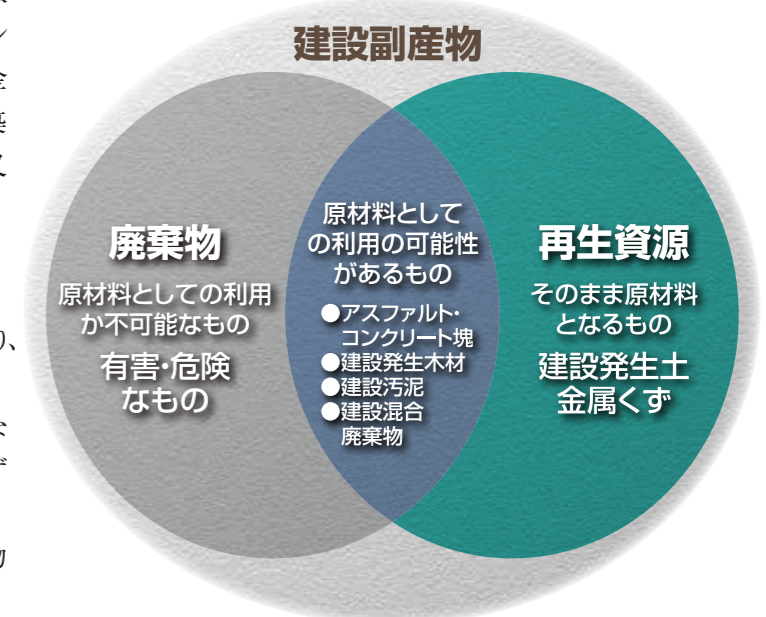
「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

2 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。建設発生土には(1)土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、(2)港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂(浚渫土)、その他これに類するものがある。一方、建設工事において発生する建設汚泥は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

3 建設廃棄物とは

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。



廃棄物	一般廃棄物の具体的内容(例)		建設副産物
	一般	特別管理	
一般	河川堤防や道路の裏面の除草作業で発生する刈草、道路の植樹帯等の管理で発生する剪定枝葉		
特別管理	廃棄物処理法施行令で定められた産業廃棄物	工事中に排出される産業廃棄物の具体的内容[例]	
産業廃棄物	がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊
	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物(掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね200kN/m以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m以下)具体的には場所打抗工法・泥水シールド工法等で生ずる腐泥水)	建設汚泥
	木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、伐根、伐採材、木造解体材等)	建設発生木材
	廃プラスチック	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類、廃塩化ビニール管、廃塩化ビニール継手	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず、廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず、廃石膏ボード	
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安環くず	
	紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)	
	繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず(具体的には廃ウエス、縄、ロープ類)	
	廃油	防水アスファルト(タールピッチ類)、アスファルト乳剤等の使用残さ	
	ゴムくず	天然ゴムくず	
	燃え殻		
	廃酸		
	廃アルカリ		
	鉱さい		
	動物性残渣		
	動物性固形不要物		
	動物のふん尿		
	動物の死体		
	ばいじん		
特別管理	産業廃棄物を処分するために処理したもの		
			建設混合廃棄物(注)
			注) 廃棄物が分別されずに混在しているもの。
			廃油 揮発油類、灯油類、軽油類
			廃PCB等及びPCB汚染物 トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
			廃石棉等 飛散性アスベスト廃棄物

建設産業廃棄物処理までの手順

1 産業廃棄物処理業者の選定

排出事業者は、産業廃棄物の種類や処理方法を踏まえたうえで、十分に情報を収集して信頼できる許可業者を選定する必要があります。産業廃棄物の発生から処分にかかるまでの適正処理を確立する為には、排出事業者一社だけの企業努力では難しい面もあります。信頼できるパートナーを選定することが適正処理の第一歩になります。

2 産業廃棄物の処理委託

許可業者の選定が終了しましたら、事前に産業廃棄物処理委託契約書を結びます。排出事業者は、運搬又は処分を委託する場合は、その産業廃棄物の取扱いが事業範囲に含まれている者に委託しなければなりません。委託契約書は、書面により行い、委託契約書には次に掲げる事項についての記載が必要となり、かつ法令で定める書面（許可証の写し等）を添付することとなっています。

3 廃棄物処理に伴うマニフェストシステムの運用について

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で管理することが、廃棄物処理法により義務付けられています。また、従来の紙方式のマニフェストに加え、電子情報を介して行うことのできる電子情報処理組織、いわゆる電子マニフェスト方式が設けられ、排出事業者はいずれかの方式を選択することができます。

マニフェストシステムを適用することにより、産業廃棄物が最後まで適正に処理されたかを確認することができるのと同時に、確実に取扱いに関する注意事項を伝達することができます。マニフェストは、各都県の産業資源循環協会で購入しています。

産業廃棄物処理を委託する際に必要な記載事項

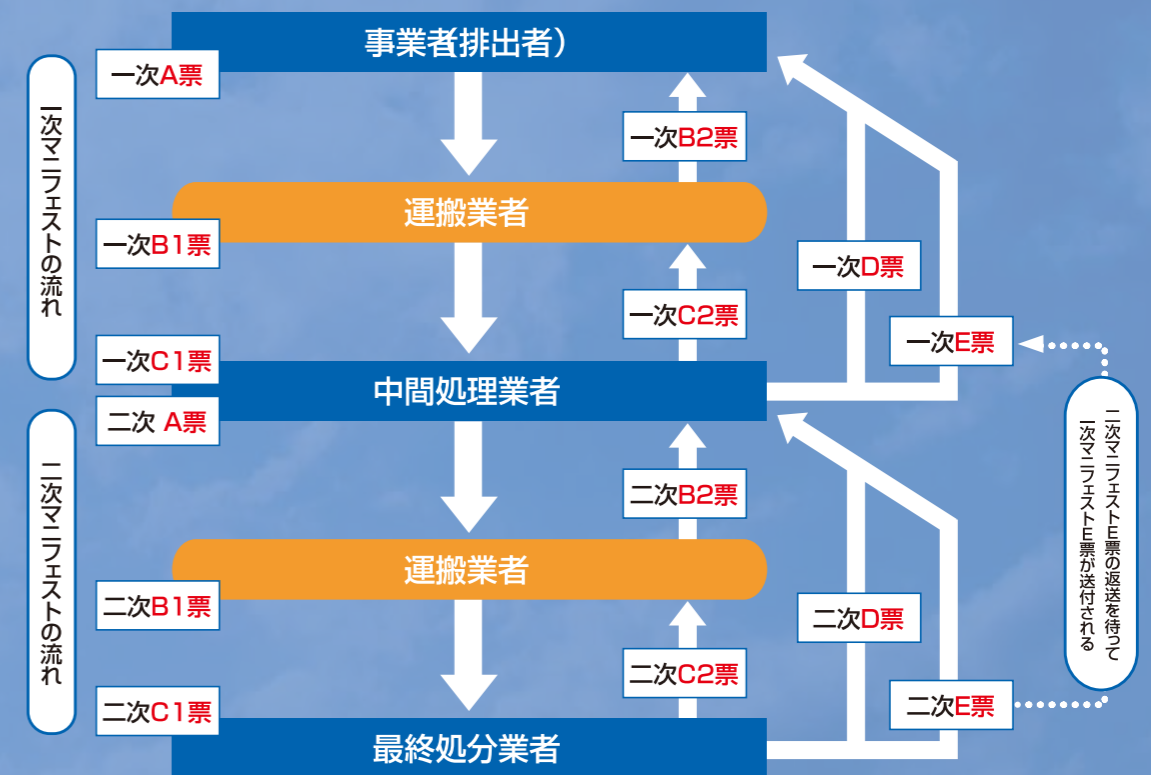
【契約書の共通記載事項】

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託契約の有効期間
- ③ 委託者が受託者に支払う料金
- ④ 産業廃棄物許可業者の事業の範囲
- ⑤ 委託者側からの適正処理に必要な情報
 - ア 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発等の性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障等の情報
 - エ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - カ その他取り扱う際に注意すべき事項
- ⑥ 契約期間中に適正処理に必要な情報（上記ア～カの6項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項
- ⑦ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

【運搬の記載事項】	【処分の記載事項】
⑨ 運搬の最終の目的地の所在地 積替え又は保管をする場合は、次を含む。	⑭ 処分又は再生の場所の所在地
⑩ 積替え保管場所の所在地	⑮ 処分又は再生の方法
⑪ 積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	⑯ 処分又は再生の施設の処理能力
⑫ 積替えのための保管上限	⑰ 許可を受けた輸入廃棄物
⑬ 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	⑱ 最終処分の場所の所在地
	⑲ 最終処分の方法
	⑳ 最終処分施設の処理能力

※排出事業者は、委託契約書を契約の終了の日から5年間保存

マニフェストの流れ



- A 票**：排出事業者の保存用となります。
- B 1 票**：収集運搬事業者が1社の場合
収集運搬事業者の控となります。
収集運搬事業者が2社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者（1）より収集運搬業者（2）へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのものです。
- B 2 票**：収集運搬事業者が1社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者より中間処理・最終処分業者へ運搬されたことを確認するためのものです。
収集運搬事業者が2社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者（2）より中間処理・最終処分業者へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのものです。
- C 1 票**：中間処理、最終処分業者の保存用となります。
- C 2 票**：収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分を確認するためのものです。（運搬業者の保存用）
- D 票**：排出事業者が委託先の処分終了を確認するためのものです。
- E 票**：排出事業者が全ての最終処分（再生を含む）が終了したことを確認するためのものです。

関東地域協議会

令和3年12月1日現在

協会名	所在地	電話番号	FAX番号
(一社)茨城県産業資源循環協会 http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4F	029-301-7100	029-301-7103
(公社)栃木県産業資源循環協会 https://www.tochigi-sanpai.or.jp	〒320-0043 栃木県宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F	028-612-8016	028-612-8017
(公社)群馬県環境資源創生協会 https://www.kankyogunma.com	〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル3F	027-243-8111	027-243-4911
(一社)埼玉県環境産業振興協会 https://www.saitama-sanpai.or.jp	〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太2-9-24 神野ビル1F	048-711-1014	048-711-7708
(一社)千葉県産業資源循環協会 https://www.chiba-sanpai.or.jp	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5F	043-239-9920	043-239-9922
(一社)東京都産業資源循環協会 https://www.tosankyo.or.jp	〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F	03-5283-5455	03-5283-5592
(公社)神奈川県産業資源循環協会 http://www.p-rck.or.jp	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町1 シルクセンタービル2F	045-681-2989	045-641-8114
(一社)山梨県産業資源循環協会 http://www.sanpai-yamanashi.or.jp	〒400-0844 山梨県甲府市中町219-9	055-244-0755	055-244-0756
(公社)全国産業資源循環連合会 https://www.zensanpairen.or.jp	〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F	03-3224-0811	03-3224-0820